

3 子ども

児童の権利の基本理念を定めた「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重及び保護に向けて取り組むとともに、子どもを安心して育てられる環境の整備を進めます。

子どもが権利の主体者であることの理解は進んできているものの、一部の保護者に、子どもの権利を尊重することと気ままな行動を容認することを取り違えている実態が見られ、子どもの権利と保護者の責任について一層の啓発が必要です。

また、いじめや暴力行為は重大な子どもの人権の侵害となります。社会全体のモラルが低下していると指摘されている中で、子どもたちの生命を大切にする心、他者の権利を尊重する心を育てることが大切です。子どもの日常生活に深く関わっている教職員の資質の向上や保護者に対する子育て支援を行うことも必要です。

児童虐待については、近年の相談件数の急増に適切に対応できるよう、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、虐待を受けた子どもについては、適切な保護とともに、家庭復帰の促進、アフターケアに向けた取組の強化が必要です。しかし、こども家庭相談センターだけでは対応には限界があり、身近な地域の関係機関が連携して対応するなど、虐待の早期発見や再発防止のための体制整備の充実が必要です。

さらに、性的感情を著しく刺激したりするおそれのある有害図書類（書籍・雑誌、ビデオ、DVD等）、インターネットの有害サイト、児童買春、覚せい剤等薬物乱用など、子どもを取り巻く社会環境はますます悪化しています。このような環境から子どもを守る気運を全県的に盛り上げるとともに、家庭、学校、地域、関係機関・団体が一体となった取組を一層強化する必要があります。

ア 子どもの人権の尊重

子どもの健全な成長発達を保障するためには、その基盤として、「子どもの最善の利益」が考慮され、子どもを権利の主体として尊重することが重要であり、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の一層の普及・啓発と具現化に努めるとともに、教職員等に対する研修の強化・充実に努めます。

学校においては、人権尊重の精神の育成に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりを大切にし、個性を生かす学校づくりを進めます。

また、家庭においては、保護者がその責任を自覚して親権を正しく行使し、子どもの権利が尊重され、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう啓発に努めます。

イ いじめ問題等への取組

いじめ問題をはじめ不登校、校内暴力等の問題は、児童生徒の人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立って、いじめ問題対策実行委員会において施策のあり方について検討します。また、相談体制の充実や教職員に対する研修等の実施に努めるとともに、市町村教育委員会や学校において、その予防や解決に向け充実した取組がなされるよう支援します。

さらに、児童生徒一人ひとりを多様な個性を持つ、かけがえのない存在として受け止め、学校教育の枠にとどまらず、家庭や地域、関係機関・団体との連携を積極的に進め、社会全体が一体となって取り組むべき課題であるとの認識を深めるよう啓発に努めます。

ウ 健全育成に向けての取組

覚せい剤等薬物乱用防止の取組や、児童買春、児童ポルノなど性の商品化を防止するための取組を家庭、学校、地域、関係機関・団体との連携を図りながら進めます。

また、「奈良県青少年の健全育成に関する条例」に基づき、インターネットの有害情報に関する自主規制等についての取組を進めます。

さらに、自然体験や異年齢交流による社会性・自立性の育成、国際交流の支援、ボランティア活動等社会参加の場の提供等を通じて、人権尊重の精神と社会の一員としての役割の自覚を促し、視野の広いたくましい子どもの育成を目指します。

エ 教育相談体制の充実

子どもの社会生活への適応、子育てへの支援等を図るため、スクールカウンセラーの配置や各種相談事業など教育相談体制の充実を図るとともに、ひきこもりなどに対する訪問指導に努めます。また、教育相談や適応指導にかかわるノウハウを提供し、市町村の取組を支援していきます。

さらに、複雑・多様化する問題に対応できるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の一層の充実に努めます。

オ 人権を尊重した就学前教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、これまでの取組の成果を踏まえ、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの個性や発達段階に応じた保育を推進します。

また、人権尊重の視点に立った保育を一層推進するため、保育関係者の研修の充実に努めます。

カ 児童虐待防止対策の充実

虐待の発生予防・早期発見からその後の見守りやケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図るため、市町村との適切な役割分担の下に、こども家庭相談センターの専門性の向上と市町村の取組への支援を進めます。また、市町村における学校、保育所、医療機関、保健所等の関係機関のネットワークの構築を促進し、情報の共有化と適切な連携による保護・自立支援を進めます。なお、虐待を受けた子どもが自ら気軽に相談できるように相談窓口の周知を図ります。

虐待を受けた子どもについては、適切なケアや治療を提供することにより心身の健全な発達と自立を促すとともに、虐待を行った親への適切な指導・支援により家族の養育機能の再生・強化に努めます。また、子どもの状況に応じた家庭的な環境において、きめ細かなケアが行えるよう里親制度の活用等に努めます。

虐待の発生を未然に防止するため、子育て支援体制や保健事業の充実などを進めるとともに、虐待を許さない社会づくりを進めるための啓発に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・ 奈良県青少年の健全育成に関する条例(S51.12公布)
- ・ 人権にかかる保育マニュアル(H11.3策定)
- ・ 児童福祉法(S22.12公布)
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(H11.5公布)
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律(H12.5公布)

4 高齢者

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、高齢社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きられる社会の実現を目指します。

わが国では、21世紀半ばには3人に1人が高齢者になると予測されており、着実に超高齢社会へと進んでいます。そのため、本県では国のゴールドプラン21に基づき、高齢社会をめぐる重要な課題に対し、高齢者の自立支援の基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにする「奈良県老人保健福祉計画」を策定し、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、健康で生き生きと安心して生活を送ることができるよう努めています。

一方、高齢者の増加により、介護問題が老後生活の最大の不安要因となっている中、2000(平成12)年4月に国民の共同連帯の理念に基づき、介護の必要な人々を社会全体で支える仕組みとして、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供する介護保険制度が施行されました。安心して福祉サービスを利用できるよう高齢者の権利擁護に努める必要があります。

近年、高齢者に対するいじめ、暴力、遺棄、財産奪取、悪質な商行為等により高齢者の人権が著しく侵害されたり、高齢者の孤独死や自殺の増加といった深刻な社会問題が生じています。このような状況を防止し、高齢者とその家族を支援していくためには、「地域福祉計画」の理念を踏まえながら、今後、地域全体で高齢者を支える仕組みを構築するとともに、地域社会づくりの担い手となる地域住民の活動を支援する必要があります。

ア 生きがいづくり事業の充実

(財)健やか奈良支援財団における生きがいと健康づくりの諸事業を充実させ、実効あるものとするよう工夫を図り、地域全体で高齢者を支える仕組みを構築し、地域住民活動を地域社会づくりの中心となるよう支援していきます。また、高齢者が参加できるボランティア活動の情報提供に努めます。

イ 啓発活動の推進

高齢者は、長年にわたり地域社会の発展にかかわってきた人々であり、尊敬の念を持って接することや、高齢者の人格やプライバシーに十分配慮することが大切です。「敬老の日・高齢者保健福祉月間」(9月)におけるキャンペーンを中心に、さまざまな啓発事業を積極的に実施し、県民の意識の高揚に努めます。

また、県営福祉パークの福祉体験館や地域の福祉施設を活用した高齢者介護の実習等を通じて、地域住民及び小・中・高校生等への介護知識・介護技術の普及

に努めます。さらに、介護機器の展示・相談等を通じ、「高齢社会は住民全体で支えるもの」という考え方と実践を啓発します。

高齢化が進んだ現在では、単なる寿命ではなく、健康寿命の延長を目指して、食生活や運動習慣など身近なことを地域社会に広く浸透させ、子どもから高齢者まで各世代の健康増進を進めるとともに、社会全体で健康増進に取り組む新しい健康づくり運動を展開します。

ウ 就労の機会の確保

高齢者が長年にわたり培ってきた知識・経験等を活かし、可能な限り社会の担い手としての役割を果たすことができる社会を実現するため、65歳までの継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に努めます。また、シルバー人材センターを活用して、自らの労働能力を活かし、生きがいの充実や積極的な社会参加を希望する高齢者の就業機会を提供するなど、働き続けることができる環境づくりを目指します。

エ 高齢者の自立と社会参加の支援

高齢者に対する人権侵害の発生を防止するとともに、介護や日常生活について気軽に相談できるよう、県高齢者総合相談センターなどの相談窓口業務を充実します。また、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者が地域で安全に生活できるよう、県民・事業者・行政が主体的かつ連携して福祉のまちづくりに取り組む機運の醸成に努めるとともに、高齢者を支援するボランティア活動を推進します。

オ 高齢者の権利擁護の充実

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができる社会を構築するため、高齢者の人間としての尊厳の確保、プライバシーの保護などに十分な配慮がなされなければなりません。そのためには、判断能力が不十分な人も安心して福祉サービスを利用できるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進など、権利擁護の視点に立った支援体制の整備・充実を図ります。

<主な関係法令・計画等>

- ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(H7.3公布)
- ・奈良県老人保健福祉計画(H15.3改訂)
- ・奈良県介護保険事業支援計画(H15.3改訂)
- ・老人福祉法(S38.7公布)
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(S46.5公布)
- ・高齢社会対策基本法(H7.11公布)
- ・介護保険法(H9.12公布)

5 障害者

障害のある人も障害のない人と同じように生活し活動する社会を目指して、ノーマライゼーションの理念の下に、障害者の自立と社会・経済・文化その他のあらゆる分野への「完全参加と平等」に向けた施策を進めていきます。

県内の障害者は、重度化や重複化、高齢化が進むとともに、年々増加する傾向にあります。そのような状況の中、障害のある人も障害のない人も、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら共に生活するという「ノーマライゼーション」の考え方が定着してきました。また、障害者自身の自立意識や社会参加への意識、生活の質の向上への意識も高まってきました。しかし、障害や障害者に対する偏見や誤った認識から、本人や家族が差別的な言動を受けるなど人権を傷つけられたり、自立や社会参加を妨げられたりするなどのさまざまなバリア（障壁）があります。

本県においては、国の障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画の策定を受け、障害者の声や地域福祉の担い手である県民の声を反映させた、「奈良県障害者長期計画2005～ともに生きる～」を策定し、ノーマライゼーションの理念の実現に向けての取組を進めます。

また、これまでの措置制度を改め、地域での自立した生活ができるよう支援し、利用者自らの選択による適切なサービスの提供を目的として、身体障害者や知的障害者にとっては支援費制度が、精神障害者にとっては市町村における在宅生活支援事業が導入されました。安心して生活ができるよう障害者の権利擁護に努める必要があります。

学校においては、障害のある子ども（学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等により特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒を含む）の教育的なニーズを把握し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を推進する必要があります。また、障害を理解し合い、共に生きる社会の実現に向けて、家庭や地域社会との連携を深めながら、交流教育を進めることが必要です。

ア 啓発活動の推進

障害者の自立と社会参加への意欲を高め、県民の障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、「心身障害者福祉強調月間」（10月）、「障害者の日」（12月9日）、「精神保健福祉普及運動」（10月）等の機会におけるキャンペーン活動やマスメディアの活用など、啓発の充実を図ります。また、障害や障害者に対する理解の不足から生じる差別や偏見の解消に努めます。

イ ふれあいの機会の拡大

障害のある人が参加する各種スポーツ大会や障害者スポーツ大会などの着実な実施は、障害者が自ら障害を克服し、社会参加を促すという大きな役割を果たすとともに、スポーツを通じて地域の人々との交流の輪を広げ、相互理解を深め、ひいては障害者問題に対して社会の理解と認識を深めるという役割をも担っています。障害のある人と障害のない人がふれあえるスポーツ活動、文化活動、交流イベント等を開催し、社会参加を促進するとともに、障害者が積極的に参加できるように支援します。

また、県民が地域において、それぞれの立場で介護等のボランティア活動に参加し、その活動の輪が広がるよう、これらの活動に関する情報の提供やボランティア活動への参加の呼びかけにも努めます。

ウ 教育の推進

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を促進するため、早期療育・教育や障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様で、きめ細かい教育を展開します。また、保護者に対する就学等についての相談体制の充実を図ります。

障害に関する正しい理解を深めるための教育も推進します。特に、幼少時からの継続的な取組が重要であることから、保育所・幼稚園、小・中・高等学校において、交流教育等を計画的に推進します。

さらに、地域において、障害のある幼児児童生徒に対する教育相談を適切に進めるため、市町村の教育相談担当者の資質向上のための支援を行います。

エ 障害者の自立・社会参加の支援

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者が地域で安全に生活できるよう福祉のまちづくりを推進し、県民の意識の高揚に努めるとともに、身体障害者補助犬の施設への受入れなど、社会参加機会を広げる取組の周知にも努めます。

また、障害者が自立した生活を送ることができるように、障害者雇用促進月間を中心とした啓発活動や障害者雇用セミナー等の開催などにより、障害者の就職機会の拡大、継続的な雇用の確保を図るとともに、障害者の個性に配慮した的確な職業・就労相談や生活等に関する相談の体制整備にも努めます。

オ 障害者の権利擁護の充実

障害者が地域で安心して生活できるよう財産管理にとどまらず日常生活の相談・支援の充実に努めるとともに、判断能力が十分でない人の財産権を守るため、福

祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

<主な関係法令・計画等>

- ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(H7.3公布)
- ・身体障害者福祉法(S24.12公布)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(S25.5公布)
- ・知的障害者福祉法(S35.3公布)
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律(S35.7公布)
- ・障害者基本法(S45.5公布)
- ・社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(H12.6公布)
- ・身体障害者補助犬法(H14.5公布)

6 外国人

異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高めるなど県民の国際理解を促進するとともに、多様な文化・習慣・価値観等を尊重し、民族や国籍を越えて、人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される共生社会の実現に努めます。

県内に在住する外国人は増加の傾向にあり、2003(平成15)年末現在、1万人を超え、国籍は80か国に及んでいます。そのうち約50%は、韓国・朝鮮籍の人々であり、これらの人々の多くは歴史的な経緯によって、第二次世界大戦の以前から生活している人々とその子孫です。

戦後、60年近く経た現在も、在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は依然として存在し、民間住宅への入居拒否や就労に関する不利な取扱いを受けるといった問題が生じています。

また、国際化が進展する中、アジアや中南米等の国々から来日し県内で暮らす外国人と地域において接する機会が増えてきていますが、言語や習慣・文化の違い等により相互理解が十分図れないことから、さまざまな問題も起こっています。

このような問題をなくすためには、県民一人ひとりが、在日韓国・朝鮮人をはじめ日本に居住する外国人について、その歴史を正しく認識し、多様な文化・習慣・価値観等を尊重するとともに、国籍や民族を越えて人として尊重し合い、すべての人々の人権が保障される共生社会の実現に努めることが大切です。

ア 教育・啓発活動の推進

在日外国人(主として韓国・朝鮮人)児童生徒に関する指導指針に沿って、在日外国人教育及び国際理解教育を推進し、互いの国の生活や文化などについて正しく理解させるとともに、在日外国人児童生徒が偏見や差別にうちかつ力を養うよう指導に努めます。

また、在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人に対する差別や偏見を解消するため、文化や歴史についての正しい認識を醸成するなど、啓発活動の充実に努めます。

イ 国際理解の推進

県民一人ひとりが国際人としての自覚を持ち、異なる文化を持った外国人との相互理解を深めるため、国際交流・協力事業を活用した多文化理解の促進や地域における交流機会を充実します。

また、県民の国際的な視野を広め、国際理解を推進するため、セミナー等を開

催するとともに、国際化の進展に対応するため、ITを活用した情報交換の推進を図ります。

ウ 生活情報等の提供

日常生活を送るために必要な日本語を習得していない外国人には、地域社会や医療機関などのさまざまな場で、不安や不自由さを感じるなどの課題があります。このことから、通訳ボランティア制度の整備や多言語での情報提供を促進します。

また、県内の大学などで勉学する留学生の支援、外国人に対する相談システムや日本語講座の充実、公共施設への外国語表記など、外国人が住みやすい環境づくりを推進します。

エ 日本語教育の推進

日本で居住し、生活する外国人にとっては、生活言語としての日本語の習得が極めて重要であるとの認識のもと、市町村や民間団体と連携しながら、日本語の基礎を学習する機会の提供に努めます。

具体的には、市町村や民間団体等が実施している各種講座への支援や、学校において日本語教育が必要な児童生徒のためのテキストの作成、日本語指導教員の配置及び指導資料の作成、帰国生徒等特例措置実施高等学校での日本語指導の充実などに努めます。

オ 就職の機会均等の確保

国内での生活基盤を確立するためには、就労の機会均等の確保が重要となります。企業主並びに公正採用選考人権啓発推進員に対し、外国人の就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立を図るよう指導・啓発に努めます。

カ 厚生援護・住宅問題への取組

保健・福祉等の制度について、外国人が不利益とならないよう制度の周知に努めるとともに、賃貸住宅等への入居については、外国人であるという理由で入居を断ったり、制限したりすることのないよう、関係業界団体等への指導に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針（S61.6通知）
- ・奈良県国際交流・協力推進大綱（H15.3改訂）

7 HI V感染者・ハンセン病患者等

感染症などについての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症患者等が安心して医療を受けることができる医療環境の整備、社会の構成員として地域社会で生活しやすい環境の整備に努めます。

我が国の社会においては、今なお、さまざまな病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特に、エイズやハンセン病をはじめとした感染症に対する認識が不十分であり、感染症患者及びその家族に対する差別や偏見がみられます。さらに、SARS等の新感染症に対する県民の不安から人権侵害を引き起こす事態も考えられます。

病気や感染症に関する人権侵害をなくすため、正しい情報の提供など啓発に努めるとともに、感染症患者や家族が安心して生活できる社会を実現していく取組が必要です。

また、医師や看護師等の医療従事者には、マニュアルの作成や研修等を通して人権意識の徹底が図られていますが、今後は、病院全体として、感染症患者や家族と接する機会の多い職員等に対しても研修を進める必要があります。

なお、その他さまざまな疾病により、通常の社会生活を困難としている患者が存在しています。そうした疾病に対する医療対策・予防対策についても、さらに強化することが大切です。

ア 学校教育の充実

近年、HI V感染者が若年層に広がる傾向にあります。病気や感染症に対する正しい理解と認識を深める保健指導等の充実に努めるとともに、性教育（エイズ教育）の一層の推進を図るための指導資料を作成し、教育活動全体での取組の充実に努めます。

イ 啓発活動の推進

感染症患者及びその家族に対する差別や偏見をなくし、人間としての尊厳と自由を認め合い、共に生きる社会をつくるため、エイズやハンセン病等に関する正しい知識と理解を深める啓発活動に努めます。特にエイズについては、若年層に対する知識の普及啓発をこれまで以上に進めていくとともに、「世界エイズデー」に合わせた啓発普及活動、市町村におけるさまざまな機会を通じての啓発活動にも取り組みます。また、ハンセン病については、治癒した後も無理解と偏見により忌避される事象も生じていることから、なお一層の啓発に努めます。

その他「健康なら21計画」の普及など生活習慣病等についての啓発に努めます。

ウ 医療体制の整備・充実と医療関係者の研修強化

県立医科大学附属病院に第1種感染症指定病床などの設備等を備えた感染症センターを設置するなど、感染症に対する医療体制の充実を図るとともに、その他生活習慣病等に対しても、今後とも必要な医療体制の整備に努めます。

医師・看護師・医療技術者などの医療従事者等に対し、感染症患者及び家族のプライバシーの保護や人権を尊重するための研修会等の充実に努めます。感染症患者や家族と接する機会の多い職員や病院ボランティア等に対しても、研修を実施します。

また、卒後医師臨床研修の必修化に伴い、研修プログラムの中に人権研修を取り入れ、医師の人権意識の向上に努めます。

エ 自立・社会参加の支援

感染症患者が自立した生活を送れるよう、関係機関と連携して事業主の理解を求め、職場の確保等に努めるとともに、プライバシーに配慮した治療体制の整備と相談体制の充実に努めます。

また、保健所等における相談・検査及び県立医科大学附属病院でのカウンセラーによる相談・生活支援に努めます。

さらに、ハンセン病療養所入所者との交流や社会復帰への支援に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・ 奈良県エイズ対策基本方針(H5.6策定)
- ・ らい予防法の廃止に関する法律(H8.3公布)
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(H10.10公布)

8 アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、独自の伝統を有し、アイヌ語や独自の風俗習慣をはじめとする固有の文化を発展させてきました。しかし、今日、十分な保存・伝承が図られているとはいいがたい状況にあります。

アイヌの人々の歴史や現状については、小・中学校の社会科等の教科書に取り上げられており、教科指導に関する研修等により、教職員の資質向上に努め、人権尊重の観点に立った教育を推進します。

また、さまざまな民族が共生し、多様な文化が存在することで豊かな社会が築かれるという認識のもと、国及び関係機関と連携し、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ文化の振興や、長い歴史の中で培われ、伝えられてきたアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律
(H9.5公布)

9 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、地域社会からの偏見や就労の問題があります。地域社会に復帰して社会生活を営むにあたっては、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、家族や職場、地域社会など周囲の人たちの正しい理解と協力が不可欠です。

刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくし、これらの人の社会復帰に向けて啓発活動の推進に努めます。また、自立した生活を送れるよう、関係機関との連携を図り、相談支援に努めます。

10 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族については、犯罪行為によって受ける直接的な被害だけでなく、その後の捜査や裁判の過程での精神的負担や時間的・経済的負担、さらには、マスコミの取材・報道による二次被害を受けることなどが社会問題化しています。

このような中、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」や「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」といった犯罪被害者の人権に配慮し、保護や救済を図るための法整備が進められており、本県においても、警察を中心に被害者等のニーズに対応した相談などの支援活動を行っています。

今後とも、行政、司法、民間などより多くの機関・団体との協力・連携を図り、被害者の立場やニーズを踏まえた支援活動をさらに推進していくとともに、県民に対しても、犯罪被害者の心情に配慮した行動がとられるよう、啓発に努めます。

11 インターネットによる人権侵害

インターネットの持つ匿名性や利便性を悪用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の情報を掲載するなどの人権を侵害する行為等が増加しています。

インターネットによる人権侵害に対しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、メディア・リテラシーを身につけることができるよう、生涯を通じた学習活動を推進していきます。

さらに、インターネット 掲示板上の差別書き込みに対して啓発活動に取り組んでいる市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会と連携し、より効果的な取組の推進に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
(H13.11公布)

12 その他

県内には日本に帰国した中国残留邦人とその家族が生活を営んでおり、これらの人々に対する正しい認識と理解を深め、言葉や生活習慣の相違を克服し早期に自立できるよう支援に努めます。また、「性同一性障害者」、「ホームレス」への偏見など、さまざまな人権に関する問題についても、多様な機会を通して、人権意識の高揚等に努めます。

<主な関係法令・計画等>

- ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(H6.4公布)
- ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(H14.8公布)
- ・ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(H15.7公布)

IV 推進体制

1 全庁的な推進体制の整備

本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、県の行政機関相互はもとより、関係諸団体との密接な連携のもと、全庁をあげてこの基本計画の具体的推進に努めます。そのため、本基本計画に基づく事業実施状況等を取りまとめるとともに、推進状況をフォローアップしていく全庁的な推進組織として、「(仮称)奈良県人権施策推進本部」を設置し、部局間相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

2 国、市町村及び関係団体等との連携

国、県、市町村等の行政機関及び関係団体等が、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進するとともに、より一層効果的・総合的に人権施策を推進するため、相互に緊密な連携を図り、協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

そのため、奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、奈良県人権教育推進協議会等の関係団体と連携・協力し、より効果的な人権施策を推進します。

また、市町村は県民にとって最も身近な地方公共団体であり、地域の実情に即したきめ細かい取組を行うことが期待されます。県においては、市町村との連携を図りながら、市町村が実施する人権教育・啓発の取組に対して、講師等の紹介や情報の提供などの支援を行うとともに、市町村職員の人権意識の向上を目指す各種研修事業の実施や市町村での取組のための学習指導資料等の提供に努めます。

3 ボランティア・NPO、企業等との協働の推進

ボランティア・NPO活動は、自主的・自発的な意思に基づき、社会に貢献する活動であるとともに、自己実現を通し、地域社会を共に支え合う心豊かなふれあいの場を生み出す具体的な実践活動です。企業の社会貢献活動とも併せて、豊かで活力があふれ、人権が尊重された生きがいのある地域社会の形成に大きく寄与することが期待されます。

そのため、ボランティア・NPO、企業等のそれぞれの活動を促進するとともに、一人でも多くの県民が参加できるよう、体験の機会や情報の提供などに努めます。また、行政やボランティア・NPO、企業などがパートナーシップを形成し、あらゆる場において、それぞれの役割や特性に応じた力を発揮するなど協働による取組を推進し、人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、人権施策の充実に努めます。

【 資 料 】

用語の解説(五十音順)

【 ア 行 】

◆ インフォームド・コンセント

患者等に病状や治療目的などを説明し、同意を得た上で治療をすること。また、医学的処置や治療に先立って、それを承諾し選択するのに必要な情報を医師から受ける権利。

◆ HI V感染者／エイズ

HI V(ヒト免疫不全ウイルス、Human Immunodeficiency Virus)感染者は、HI Vの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ(後天性免疫不全症候群)の特徴的な肺炎や腫瘍(しゅよう)などの感染症を発症していない状態の人をいう。エイズは、HI Vに感染し、生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる病気。

◆ えせ同和行為

同和問題を口実にして、企業などに高額な図書の購入や不当な寄附を要求するなどの行為。

◆ N P O

Non Profit Organizationの略で、通常、「民間非営利組織(団体)」と訳される。

本県が、2003(平成15)年に策定した「ボランティア・NPOとの協働ビジョン」では、ボランティア団体や市民活動団体(特定非営利活動法人を含む)を中心とする営利を目的としない民間団体。

◆ エンパワーメント

「力をつけること」という意味をもつ言葉で、政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自らの持てるさまざまな能力に気づくとともに、それらを最大限に引き出すということを指す。世界の女性の人権尊重、差別撤廃運動の中で使われるようになった用語。

【 カ 行 】

◆ 学習障害(LD)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定の能力の習得と使用に著しい困難が認められる状態。「LD」は、Learning Disabilitiesの略。

◆ 健康寿命の延長

単に寿命の延長ではなく、心身の状況に応じた活動的な状態で生活できる期間

を延長すること。本県が、2001(平成13)年に策定した「健康なら21計画」の目的の一つ。

◆ 高機能自閉症

人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わない状態。

◆ 公正採用選考人権啓発推進員

職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、一定規模以上の事業所等において、人事担当責任者等の中から選任された者。

事業所等における公正な採用選考システムの確立、同和問題などの人権問題に関する正しい理解と認識の徹底を図ることなどに中心的な役割を果たす。

◆ 公正な採用選考システム

企業等が労働者を雇用する際、基本的人権尊重の理念に基づき、特定の人を排除することなく、応募者に広く門戸を開き、職務を遂行するために必要な適性や能力を基準として採用選考を行う仕組。

◆ 国際年

国際社会が1年間を通じて共通した問題に取り組む活動。国際年の制定は通常、国連総会で決定される。

【 サ 行 】

◆ SARS(重症急性呼吸器症候群)

SARSコロナウイルスを病原体とする新しい感染症。

SARS患者と接した医療関係者や同居の家族など、患者のせきを浴びたり、痰や体液等に直接触れる等の濃厚な接触をした場合に感染し、2日～7日、最大10日間程度の潜伏期間を経て発症。潜伏期あるいは無症状期における他への感染力はなく、あったとしても極めて弱い。また、SARSコロナウイルスは、アルコールや漂白剤等の消毒で死滅し、現在のところ患者が触れた物品を通じてSARSが人へ感染する危険は小さいと考えられている。

◆ 参加体験型学習

学習者がお互いの気づきや考えを共有しながら、学習活動に積極的に参加し、人権に関する意欲と行動力を高めようとする学習方法。参加者で意見交換や共同作業を行いながら進める参加体験型研修を「ワークショップ」と呼ぶ。

◆ ジェンダー

「男性は仕事、女性は家庭」など社会的・文化的に形成された性別。生物学的

な性別であるセックスとは区別して使われる。

◆ 自己実現

自分が持つ多くの可能性に気づき、その実現をめざしながら自己を確立すること。アメリカの心理学者マズローの欲求の階層論によると、人間にとって最高の位置にある欲求。

◆ 児童虐待

親などの保護者が監護する児童に対し、児童虐待防止法第2条に掲げる行為をすること。身体的虐待、性的虐待、養育放棄（ネグレクト）及び心理的虐待の形態がある。

◆ 児童憲章

1951（昭和26）年5月5日、内閣総理大臣が招集した児童憲章制定会議が制定。日本国憲法に精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図ることを目的に、国民がなすべき道德規範を定めたもの。

◆ 児童の権利に関する条約

子どもの権利条約ともいう。世界の多くの児童（18歳未満のすべての者を児童と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。1989（平成元）年の第44回国連総会で採択され、わが国は1994（平成6）年に批准。

◆ 人権教育のための国連10年

国際連合は、1994（平成6）年の第49回総会において、人権という普遍的文化を世界中に創造することを目指し、1995（平成7）年から2004（平成16）年の10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議。この「10年」は、生活文化を形成する最も重要な要素として、普遍的な人権をとらえ、日々の暮らしのなかに人権を根付かせ、多様な文化や価値観、個性を尊重し合う民主的な社会を築いていくための国際的な取組。

◆ スクールカウンセラー

いじめや不登校などによる不安や悩み、あるいは問題行動等の未然防止及び解決のため、児童生徒や保護者、教職員に対する心理的援助活動を行うことを目的に、学校へ派遣される専門的な知識・経験を有する者。

◆ 性同一性障害者（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められてい

る医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

◆ 成年後見制度

痴呆や精神上の障害などにより判断能力が不十分なために、不動産売買の契約の締結など法律行為を行うことが困難な人に対し、代理人を選任し保護する制度。

◆ 性の商品化

性を「物＝商品」として扱う傾向のこと。買売春、ポルノ、セックスアピールを利用した広告等、幅広い意味で用いられる。

◆ 性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように男性・女性で異なる役割を与え、その役割の遂行を期待する意識のこと。

◆ 世界人権宣言

すべての人々の基本的人権の確立が世界平和の基礎であるとの考えに基づいて、1948(昭和23)年12月10日、国際連合の第3回総会で採択。この宣言は、前文と30条から成り、生命・身体・安全、法の下での平等などの基本的人権について、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示している。

◆ セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場におけるさまざまな態様のものが含まれる。

【タ行】

◆ 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会。

◆ 地域福祉計画

2000(平成12)年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するためのもので、住民参加のもと、市町村が地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための計画。なお、県はこれを支援するため、「地域福祉支援計画」を策定。

◆ 地域福祉権利擁護事業

痴呆や精神上の障害などにより判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用についての情報提供や諸手続上の援助、日

常的な金銭管理等を行う制度。

◆ 地対財特法

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の略。

1969(昭和44)年の「同和対策事業特別措置法」や1982(昭和57)年の「地域改善対策特別措置法」を引き継ぎ、同和地区の生活環境整備などに対する財政補助を目的に1987(昭和62)年に制定された時限立法。1992(平成4)年に対象事業を絞って5年間延長され、さらに1997(平成9)年には下水道事業、高校進学奨励費補助など15の事業に限り5年間延長され、2002(平成14)年3月末に法期限を迎えた。

◆ 注意欠陥多動性障害(ADHD)

不注意、多動、衝動性という三つの行動の障害を特徴とする行動的症状群で、7歳未満に現れ、社会的・学業的機能に著しい障害が見られる状態。

「ADHD」は、Attention-Deficit / Hyperactivity Disorderの略。

◆ 中国残留邦人

ソ連軍の対日参戦時(1945(昭和20)年8月9日)以後、中国東北地区(旧満州地区)から居住地を追われ、避難する途中で中国人養父母に引き取られ、身元も知らないまま育った者や、生活の手段を得るため中国人の妻になるなどして中国に留まった者等を「中国残留邦人」と総称している。

◆ ドメスティック・バイオレンス(DV)

家庭内暴力のことで、DV(domestic violence)と略される。主として夫や恋人など親しい人間関係の中でおきる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力などを含む。

【 ナ 行 】

◆ ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害をもつ人もそうでない人も、すべて人間として当たり前(ノーマル)の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会を目指すという考え方。

【 ハ 行 】

◆ パートナースhip

提携、協力、連合のこと。最近は一つの目的を達成するために補完・協力し合う意味で、「協働」と表記されることがある。

◆ バリ ア フ リ ー

障害のある人にとって社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、障害をもつ人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

◆ ハンセン病

1873年ノルウエーの医師ハンセンが発見した「らい菌」によって起こる感染症で、遺伝病ではない。治療法が確立しており、感染源対策としての患者の隔離を規定した「らい予防法」は、1996（平成8）年に廃止。

◆ 部落史研究

被差別部落の歴史を研究することで、本県では、近年の歴史研究の成果や県内の地域史料の発掘の成果に基づき、研究が深められ、その成果は1991（平成3）年度の「同和教育の手びき」第34集で「部落史の見直し」として報告されている。

◆ ホームレス

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等さまざまな要因により、特定の住所を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で野宿生活を送っている人々を、その状態に着目して「ホームレス」と呼ぶ。

【 マ 行 】

◆ メディア・リテラシー

メディア（新聞・テレビ・ラジオ・インターネット等）が提供するさまざまな情報から、何が真実かを読みとったり、情報を効果的に活用したり、発信したりできる能力。

【 ヤ 行 】

◆ 有害サイト

アダルト、虐待・残虐、犯罪や自殺の助長、薬物等の売買や、誹謗・中傷、差別表現等の記述が多い掲示板など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報をインターネット上で提供しているところ。

奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

平成9 年3 月27日

奈良県条例第24号

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになっている。

我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。

我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1 条 この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2 条 県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

(県民の責務)

第3 条 県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資

料

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事務の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

2 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえて、見直しを行うものとする。